

# 17 障害者虐待の状況等について

# 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 障害者虐待防止法における3つの「障害者虐待」

## 【養護者による障害者虐待】

障がい者の保護と支援、養護者による虐待の防止と養護者支援を目的としている。(虐待者を罰することが目的ではない)

※養護者……同居していなくても、現に身の世話をしている親族、知人なども該当する。



## 【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

虐待が起きた施設(事業所)に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、障害者総合支援法や社会福祉法による指導等を行う。

※障害者福祉施設従事者等……入所の施設だけでなく、通所の事業所や相談支援事業所などの職員も該当する。



## 【使用者による障害者虐待】

虐待が起きた事業所に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、労働関係法令により指導等を行う。

※使用者……事業主だけでなく、直属の上司や、障がい者を指導する立場の人も該当する。



## 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に**速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等**を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

# 県内の障害者虐待の状況

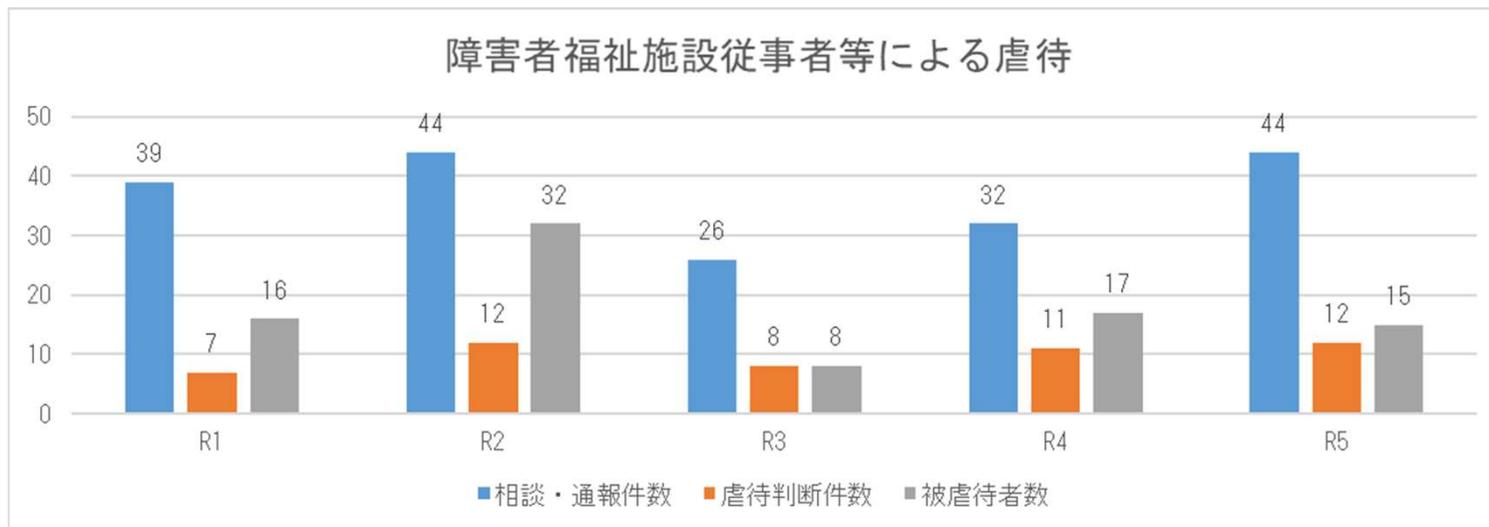
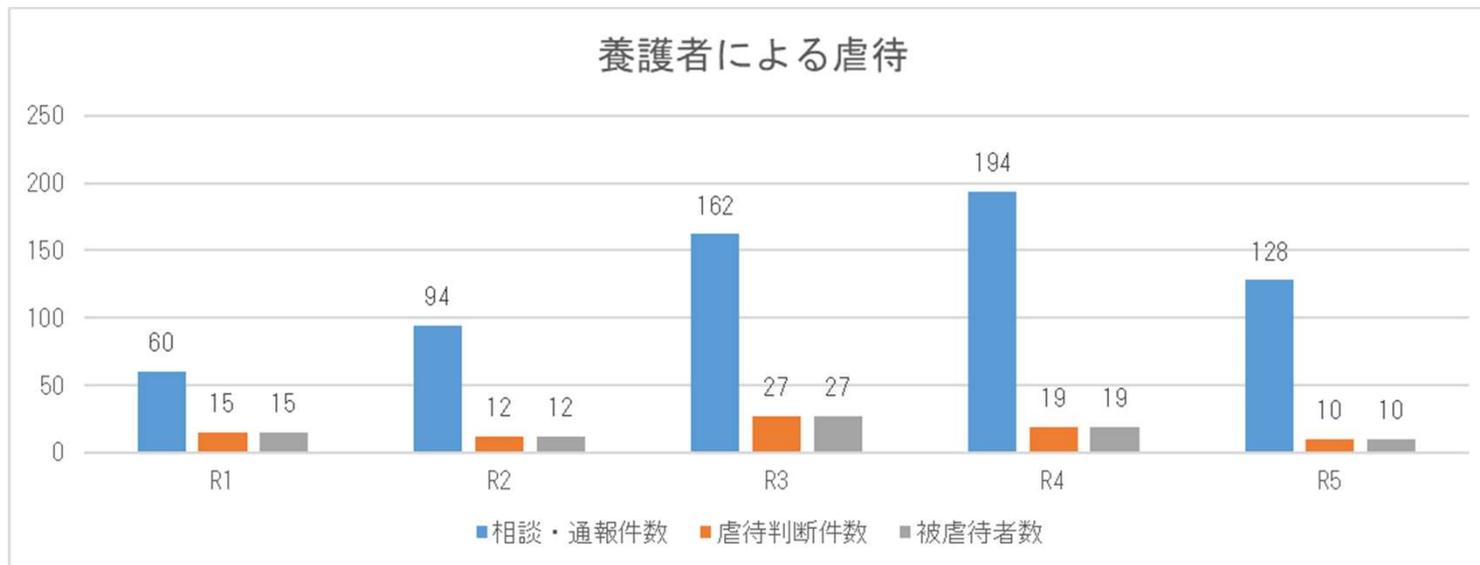
令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の県内の状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計※
相談・通報件数	128件 (194件)	44件 (32件)	172件 (226件)
虐待判断件数	<b>10件</b> <b>(19件)</b>	<b>12件</b> <b>(11件)</b>	<b>22件</b> <b>(30件)</b>
被虐待者数	10人 (19人)	15人 (17人)	25人 (36人)

・( )内は令和4年度の状況

※使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため、掲載していません。

# 県内の障害者虐待の状況（過去5年の推移）



# 《参考》 全国の障害者虐待の状況

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の全国の対応状況

※R6.12 厚労省公表

	①養護者による虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)	(参考) 使用者による虐待
相談・通報件数	9,972件	5,618件	15,590件	1,512事業所
虐待判断件数	<b>2,283件</b>	<b>1,194件</b>	<b>3,477件</b>	<b>447件</b>
被虐待者数	2,285人	2,356人	4,641人	761人

(参考) 令和5年度熊本県の状況

※使用者による虐待件数は、  
労働局が非公表のため、  
掲載していません。

	①養護者による 虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)*
相談・通報件数	128件	44件	172件
虐待判断件数	<b>10件</b>	<b>12件</b>	<b>22件</b>
被虐待者数	10人	15人	25人

# 全国の障害者虐待の状況(令和5年度)

養護者

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	577	東京都	685	滋賀県	146	香川県	53
青森県	74	神奈川県	823	京都府	189	愛媛県	40
岩手県	30	新潟県	434	大阪府	1,841	高知県	39
宮城県	261	富山県	53	兵庫県	536	福岡県	244
秋田県	13	石川県	116	奈良県	58	佐賀県	17
山形県	35	福井県	37	和歌山県	54	長崎県	63
福島県	93	山梨県	34	鳥取県	25	熊本県	128
茨城県	85	長野県	112	島根県	30	大分県	105
栃木県	38	岐阜県	66	岡山県	120	宮崎県	143
群馬県	52	静岡県	115	広島県	144	鹿児島県	67
埼玉県	826	愛知県	655	山口県	43	沖縄県	123
千葉県	475	三重県	40	徳島県	35	合計	9,972

表9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	52	東京都	188	滋賀県	70	香川県	14
青森県	24	神奈川県	194	京都府	80	愛媛県	12
岩手県	7	新潟県	81	大阪府	236	高知県	16
宮城県	83	富山県	23	兵庫県	88	福岡県	54
秋田県	5	石川県	59	奈良県	15	佐賀県	3
山形県	15	福井県	9	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	40	山梨県	9	鳥取県	5	熊本県	10
茨城県	36	長野県	35	島根県	9	大分県	10
栃木県	14	岐阜県	14	岡山県	51	宮崎県	12
群馬県	11	静岡県	47	広島県	48	鹿児島県	8
埼玉県	108	愛知県	205	山口県	19	沖縄県	35
千葉県	135	三重県	13	徳島県	10	合計	2,283

# 全国の障害者虐待の状況（令和5年度）

障害者福祉  
施設従事者等

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	203	東京都	728	滋賀県	107	香川県	55
青森県	34	神奈川県	419	京都府	110	愛媛県	32
岩手県	19	新潟県	36	大阪府	452	高知県	35
宮城県	96	富山県	22	兵庫県	251	福岡県	211
秋田県	18	石川県	41	奈良県	62	佐賀県	39
山形県	32	福井県	58	和歌山県	35	長崎県	55
福島県	48	山梨県	38	鳥取県	21	熊本県	44
茨城県	84	長野県	118	島根県	28	大分県	67
栃木県	58	岐阜県	75	岡山県	118	宮崎県	60
群馬県	88	静岡県	111	広島県	105	鹿児島県	53
埼玉県	249	愛知県	519	山口県	41	沖縄県	94
千葉県	320	三重県	99	徳島県	30	合計	5,618

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	39	東京都	103	滋賀県	20	香川県	9
青森県	15	神奈川県	101	京都府	27	愛媛県	6
岩手県	2	新潟県	11	大阪府	117	高知県	16
宮城県	16	富山県	5	兵庫県	59	福岡県	23
秋田県	8	石川県	13	奈良県	15	佐賀県	14
山形県	4	福井県	20	和歌山県	4	長崎県	11
福島県	18	山梨県	7	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	18	長野県	23	島根県	6	大分県	9
栃木県	15	岐阜県	11	岡山県	27	宮崎県	17
群馬県	15	静岡県	32	広島県	20	鹿児島県	8
埼玉県	46	愛知県	116	山口県	8	沖縄県	25
千葉県	72	三重県	22	徳島県	4	合計	1,194